

議題 1 景観計画区域内行為事前協議申請書の審査について（資料）

- ・届出会社：東京電力パワーグリッド株式会社
東京都八王子市八日町8番1号
- ・届出場所：富士川町 最勝寺487番地1
- ・行為の概要：既存鉄塔の移設、延伸

【審議内容】

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）計画の中央新幹線建設に伴う既存鉄塔の移設にあたり、依頼を受けた東京電力パワーグリッド株式会社から提出された申請書に記載の鉄塔の高さについて、富士川町景観計画の田園居住景観形成基準に抵触している。ほか、眺望景観については、景観計画の景観形成方針「④恵まれた眺望を活かす」では、良好な眺望を損なうことのないよう、電線・電柱類の適切な誘導を行い、美しい眺望景観の保全に努めることとしている。

富士川町景観条例第17条では、景観形成基準を遵守するように求めているが、町長が富士川町景観審議会の意見を聴いた上で、やむを得ないと認めたときは、景観形成基準に適合しないものを許容することができることとしている。

景観審議会委員におきましては、景観形成基準と比較検討し、審議をお願いしたい。

【参考資料】

- ・富士川町景観計画（P23）

景観形成方針

④恵まれた眺望を活かす

本町は眺望に優れ、楡形山からの白根三山の眺望、丸山林道からの富士山の眺望、日出る里と呼ばれる高下からのダイヤモンド富士といった代表的な眺望景観などのほか、甲府盆地・市街地・富士川方面のパノラマ景観を楽しむ良好な眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

こうした良好な眺望場所については、公募等により、富士川町百景などのビューポイントの選定を行ない、潜在的な眺望場所の掘り起しを行うとともに、眺望場所の魅力づくりやPRの充実を図ります。

また良好な眺望を損なうことのないよう、土地の改変や大規模な工作物、電線・電柱類、屋外広告物等の適切な誘導を行うとともに、眺望阻害樹木の伐採や適切な維持・管理・ごみの不法投棄などの景観を阻害する要因を改善し、美しい眺望景観の保全に努めます。

・富士川町景観計画（P37）

対象景観形成地域：田園居住景観形成地域

景観形成基準：工作物（鉄塔）の高さ、色彩

1. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。
2. 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。
3. 高さは30m以下とする。
4. 電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。
5. 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。
6. 移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。

④ 恵まれた眺望を活かす

本町は眺望に優れ、櫛形山からの白根三山の眺望、丸山林道からの富士山の眺望、日出る里と呼ばれる高下からのダイヤモンド富士といった代表的な眺望景観などのほか、甲府盆地・市街地・富士川方面のパノラマ景観を楽しむ良好な眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

こうした良好な眺望場所については、公募等により、富士川町百景などのビューポイントの選定を行ない、潜在的な眺望場所の掘り起こしを行うとともに、眺望場所の魅力づくりやPRの充実を図ります。

また、良好な眺望を損なうことのないよう、土地の改変や大規模な工作物、電線・電柱類、屋外広告物等の適切な誘導を行うとともに、眺望阻害樹木の伐採や適切な維持・管理、ごみの不法投棄などの景観を阻害する要因を改善し、美しい眺望景観の保全に努めます。

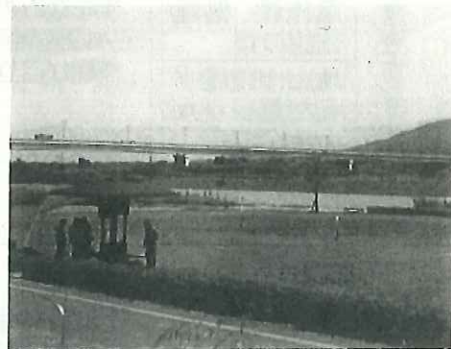


・高下からのダイヤモンド富士の眺望

⑤ 景観に配慮した施設整備を進める

道路や河川、公園、治山施設（堰堤等）などの整備に際しては、自然をできるだけ損なわないよう、多自然型工法や近自然工法といった将来的にもとの自然に回復できるような工法を採用するなど、周辺の自然景観や生物生息環境に配慮した施設整備を推進します。

特に、富士川は、歴史・文化に配慮した護岸整備を進めていますが、骨格的な自然景観軸でもあることから、護岸整備の際には、国土交通省との連携のもと、河川沿いの自然やまちなみ景観との調和を図るとともに、素材やデザイン等の連続性の確保に努めます。



・富士川大橋と富士川周辺

また、擁壁の整備等については、石積みなど景観への配慮に努めていますが、併せて、大きな擁壁や法枠などが生じる場合には、良好な自然景観や集落景観を損なわないよう、景観に十分配慮した工法や材料を選定し、修景や緑化などの対策を図ります。

⑥ 自然とのふれあいを深める

本町は、山間地ではトレッキングコースやトレイルランコースの整備、河川沿いでは遊歩道整備や富士川舟運を再現するイベントの開催、また、増穂ふるさと自然塾周辺での森や山村体験などの、自然と親しむ活動も盛んに行われています。今後も、統一したサイン整備やPRの充実等を図り、町全体が自然とのふれあいを深める場となるよう、景観づくりや環境整備を推進していきます。

また、郷土の風景を育んだ自然を学び、山間地域の交流・活性化を促すため、地域間が連携した、登山やハイキング、キャンプなどのふれあいの場の整備、各種レクリエーションイベントの開催、森林療法や森林環境教育、グリーンツーリズムやエコツーリズム等の推進を図ります。



・櫛形山トレッキングコース

② 工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更となる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、柵、塀の類	1.周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。 2.高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの天然の材料を使用するよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	1.形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 2.色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 3.高さは30m以下とする。 4.電柱、電話柱などの類はできる限り共架に努め、数をできるだけ少なくする。 5.鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう、植栽などにより、できるだけ目立たないようにする。 6.移動通信用鉄塔については、「富士川町移動通信用鉄塔等設置基準」によるものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	1.工作物の高さは20m以下とする。 2.周囲の山並み、自然、田園、まちなみの景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑える。 3.配置や形態意匠、色彩、屋外照明、緑化は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 地上に設置する太陽光・小水力発電施設	4.太陽光・小水力発電施設は、目立たない位置に設置し、周囲の眺望やまちなみの景観を損なわないよう配慮する。 5.太陽光発電施設のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。

③ 開発行為等

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	1.土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2.周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3.法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4.擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5.敷地内に現存する樹林、樹木、河川、水辺等はできるだけ保全し、活用するよう努める。 6.形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	1.掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2.掘採等に当たっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3.掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	1.堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。 2.積み上げに当たっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3.敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	1.樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2.既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3.道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。 4.伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

送電線鉄塔工事に伴う説明資料 (富士川町内における既設送電線鉄塔移設について)

東海旅客鉄道株式会社計画の中央新幹線建設に伴い、弊社66kV増穂線No. 35鉄塔の移設依頼を受け、鉄塔建設を計画しております。

つきましては「富士川町景観条例」で定める田園居住景観形成地域内に位置する今回の工事に関して届出内容を説明するものです。

○届出対象工事（2020年度実施工事）

増穂線No. 34～No. 36鉄塔移設工事並びに関連除却工事

（新設基数：No.35：1基）

（除却基数：No.35：1基）

○工事場所

富士川町天神中条～最勝寺地内

○工事期間予定（施工期間）

2020年10月～2021年5月

2020年8月

西部建設センター 山梨送電G

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日



目次

1. 鉄塔移設の目的
2. 対象物件位置図
3. 鉄塔位置について
4. 鉄塔高さの考え方
5. 増穂線No.35鉄塔新設に伴う景観に対する配慮
6. 航空局許可関係
7. 眺望場所選定
8. 撮影位置
9. 添付資料
- 9-1. 平面・立面図
- 9-2. 鉄塔装柱検討
- 9-3. 眺望箇所①～④

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日



1. 鉄塔移設の目的

現代社会において、電気・ガス・水道等のインフラ設備は、日常生活を送る上で必須の諸設備であり、送電線もその重要な役割を担っております。

弊社66kV増穂線（送電線）は、変電設備より送られる電気を富士川町内に届けており、富士川町内の方々の生活を支える上で、安定した電気の供給をしている代えがたい設備であります。

この度、東海旅客鉄道株式会社の中央新幹線（品川・名古屋間）建設工事の施工に伴い、移設要請がありましたので、弊社にて工事を行うものです。

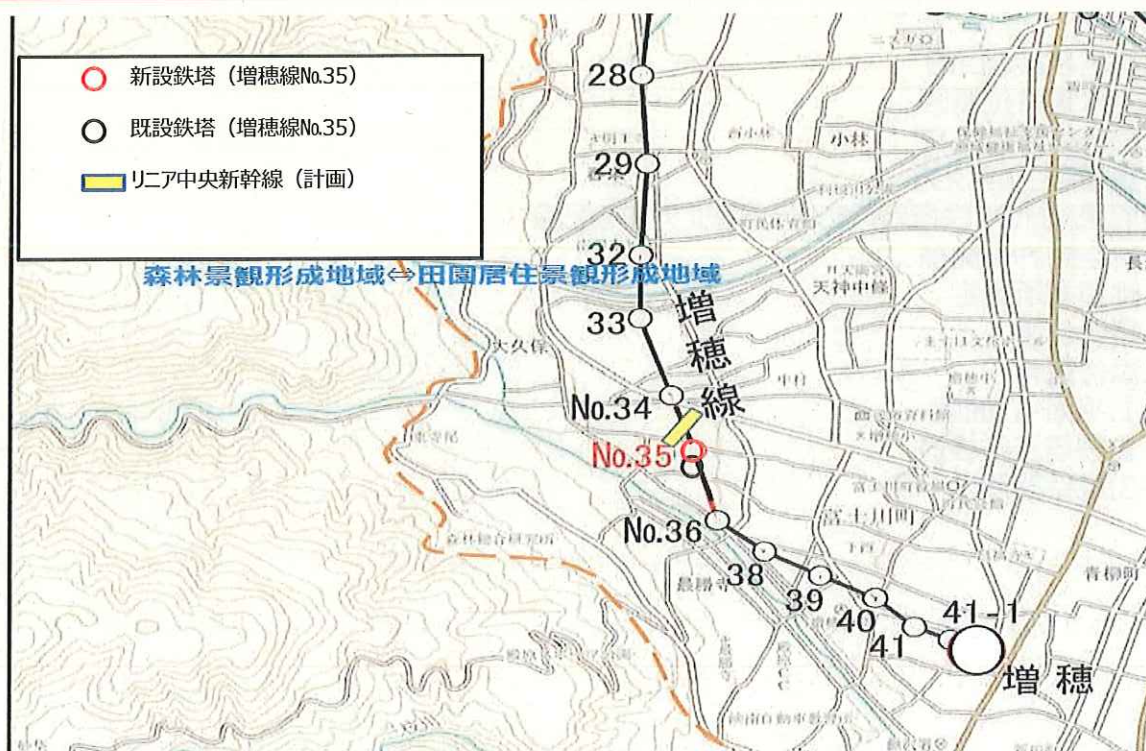
また、鉄塔高さについては、東海旅客鉄道株式会社より指示されましたリニア軌道高さと施工限界高さを考慮し、鉄塔高さを設計致しました。…図1

（既存不適合）

- ・既設増穂線No.35～No.36鉄塔高さは30m以上（建設年度平成11年）
- ・富士川町景観条例制定（平成27年）

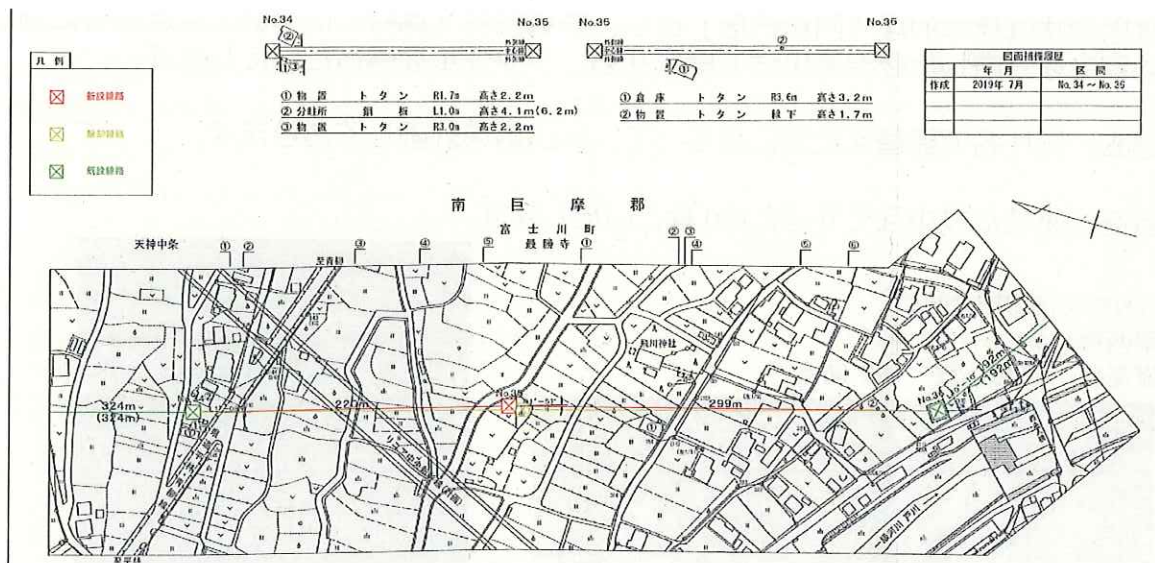
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

2. 対象物件位置図



無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

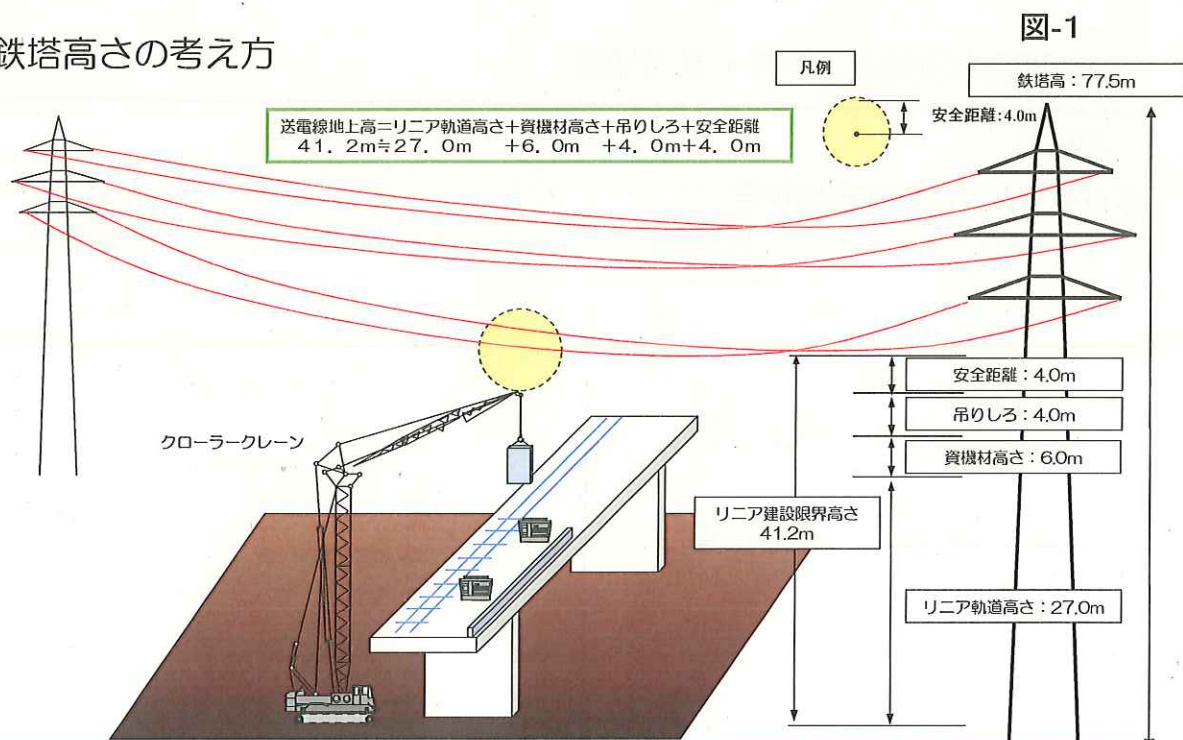
3.鉄塔位置について



・新設1基、除却1基、工事巨長0.52km

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

4.鉄塔高さの考え方



【今回鉄塔高さの考え】

・JR東海さまより指示されましたリニア軌道高さと施工限界高さを考慮し、リニア横断上空の地上高41.2m以上を確保した鉄塔高さにて計画

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

5.増穂線No.35鉄塔新設に伴う景観に対する配慮

■鉄塔形状は標準的な「四角鉄塔」とし、鉄塔部材（鋼材）については倒壊等に対する安全を考慮した必要最小限で構成する、シンプルな構造といたします。

■過去、同件名で建替えた例にならって、N4.5値を計画しております。

■数を出来るだけ少なくするため1基といたします。

（N値4.5鉄塔の状況）

甲西線№4-1

撮影日：2020.2.27 15:00頃



無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

6.航空局許可関係（鉄塔・架空地線）

鉄塔

架空地線

赤白塗装及び障害灯設置免除



航空運第11750号

許可書

東京電力パワーグリッド株式会社
工務部 西部建設センター
所長 橋津 慎一郎 殿

2019年10月4日付けで申請のあった増穂線送電鉄塔No. 35に航空障害灯および発光障害灯を設置しないことについては、航空法第51条第1項ただし書および同法施行規則第132条の2第1項の規定に基づき、申請どおり許可および承認する。

令和元年10月25日

東京航空局長
柏木 隆久



航空運第4035号
航空灯第106号

許可書

東京電力パワーグリッド株式会社 西部建設センター
所長 橋津 慎一郎 殿

令和2年3月24日付けで申請のあった、架空線（増穂線架空線 No. 34～No. 35 1基1件）に航空障害灯を設置しないことについては、航空法第51条第1項ただし書の規定に基づき、申請どおり許可する。

令和2年6月8日

東京航空局長
柏木 隆久



無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

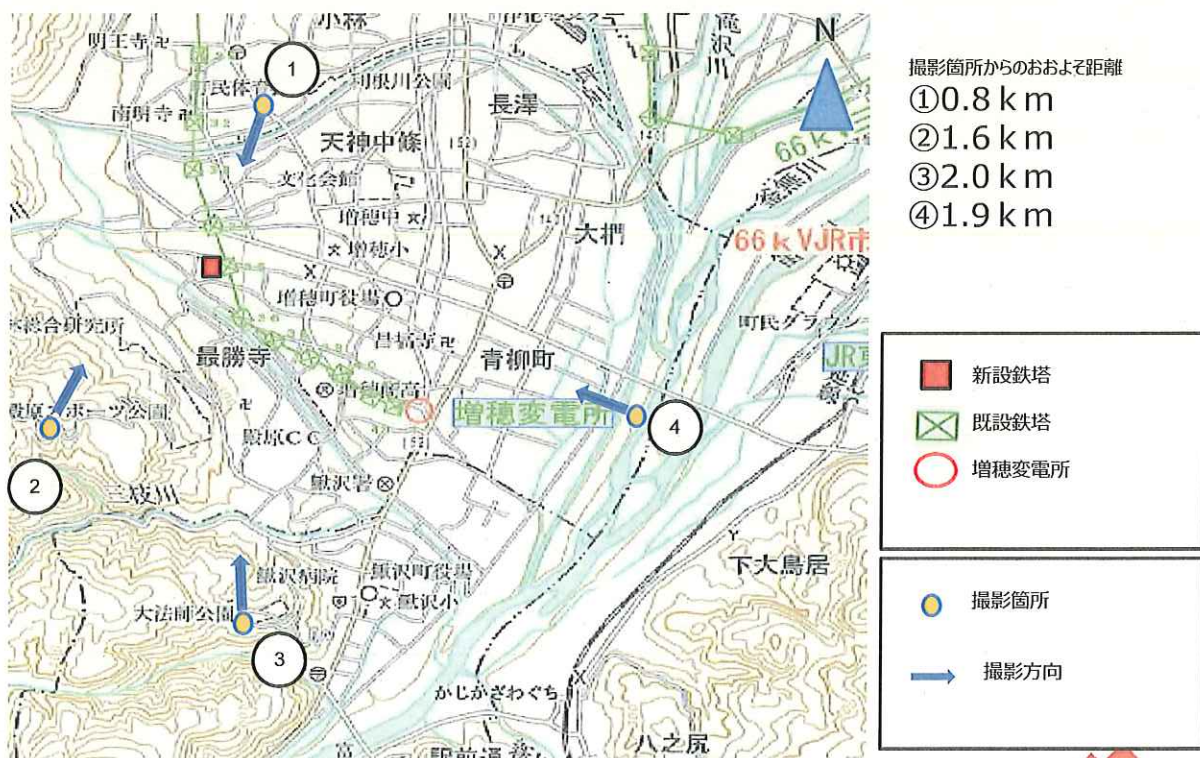
7.眺望場所選定

■眺望場所について

- ①利根川スポーツ公園
 - ②殿原スポーツ公園
 - ③大法師公園
 - ④道の駅富士川
- * 添付資料参照

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

8. 撮影位置



無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

9. 添付資料

9-1. 平面・立面図

9-2. 鉄塔装柱検討（現設計）

9-3. 眺望箇所（①～④）

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社 2020年8月27日

